

平成27年第1回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成27年3月4日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	秋山幸男君
税 務 課	長	石井博美君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	矢口功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年3月4日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、4番船川京子議員。

〔4番船川京子君登壇〕

○4番（船川京子君） 4番船川京子です。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

若者の定住化促進対策について。

前回の定例会に引き続き、若者の定住促進対策について再度お尋ねしていきたいと思っております。

深刻化する人口減少は、2008年に始まりました。この先2040年以降は加速度的に進み、このままでは2050年には6割以上の地域で人口が半減し、2割の地域で住民がいなくなると危惧されています。

人口減少が社会に与える影響は大きく、人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し、経済の縮小が人口減をもたらす悪循環に陥ると言われています。一方で、東京首都圏への人口流入が進み、地方の人口減少に拍車がかかるとの指摘もあります。

政府のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略は、こうした人口減少に歯どめをかけ地方の活性化を推し進めることで、活力ある社会を再構築していくことを目指しています。

このような背景のもと、町はいち早く若者世代に目を向け、子育て支援においては県下でも一、二を争うほどの手厚い充実を見せています。しかし、前回も申しあげましたように、義務教育を終えてから結婚をして子育てに入るまでの期間、若者が町に残りたくなるような魅力ある事業展開には至っていないと感じています。

町は、自然豊かで災害も少なく、安心して暮らしやすい環境があることや、子育てのしやすさをアピールされています。また、都心まで40キロ圏内という立地条件のよさも強調し、首都圏通勤者に住まいを利根町に移していただけるような方策を考える姿勢を示されています。

町に若者を呼び込む施策も大変重要であると同時に、町で生まれ育った若者の町外への流出を防ぐ、両者ともに魅力ある町独自の施策に力を入れるべきではないかと感じています。

特に進学や社会に巣立つとき、結婚して新居を構えるときの対策は最も重要であり、思い切った事業展開に取り組むことで、その効果を発揮できる大きなチャンスでもあると考えます。高校生までは保護者に対する支援との印象が大きく、当事者たちには実感は薄いと思います。しかし、高校を卒業し、就職、進学の時期を迎えると、子供本人の意思や意向が大半を占め始めると考えます。そこで、成人式が最初のターニングポイントになると思います。

就職を選んだ子供たちは、緊張の中、初めは親元から通勤する子も多くいると思いますが、成人式に思い切ったお祝いをすることで、2年間は家から通うことを選択する可能性が広がるのではないかと考えます。そして、2年間でおおよその生活のリズムをつかみ、親も、結婚するまで家から通い、少しでも貯金をしてから結婚をと進めやすい環境が整うのではないかと思います。

また、大学や専門学校などに進学した子供たちも、成人式のお祝いを意識していただけたら、実家からの通学を選択する可能性は少なからずふえるのではないかと思います。就職活動が始まり、実家を足場に就活をすることで、町外での就職活動に比べれば、家から通うことを選択する可能性は幾らかでも上がることが期待できると考えます。

義務教育を終えてからの若者の支援として、全国の自治体の中には、通学、通勤助成や高校生もしくは20歳まで医療費の無償化、また、地方での就職を条件に自治体独自による奨学金の減免や免除などを行っているところもあります。

国としても、2015年度から、地方で就職する大学生が奨学金の返済を減免する制度をつくる方針を固め、地方出身の学生だけでなく、地方での就職を希望する都市部の学生も利用できる制度と聞いています。

そして、就職の次は結婚と新居です。利根町で暮らしている若者が婚姻届を利根町役場に提出し、5年でも10年でも利根町で暮らしてくれたら、町としてできる限り思い切ったお祝いをしていく。そして、その先は町からの子育て支援を受けながら、自分たちの子供を、自分たちが育ってきたこの利根町で育ててもらいたいと切望いたします。

若者の流出を防ぎ、流入を願い数年のときを経てきていますが、その若者たちに光が当たらなかったのも現実だと思います。

国もいよいよ本格的に地方創生に取り組み始め、町としても具体的な事業計画を推進していくときだからこそ、思い切った事業展開も可能ではないかと考えます。今後の町における若者の定住化促進対策についての、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

若者の定住促進対策についてというご質問でございますが、本町の子育て支援につきましては、子育て応援手当の支給や医療費の助成、通学時のヘルメット無料化等々、さまざまな子育て支援制度を実施しているところでございます。

また、来年度の新規事業といたしましては、男女の交流の場を提供し、結婚に対する意識を高めていくことを目的として出会い創出事業の実施や、住宅の新築、購入及び建てかえをする方への定住促進助成金の創設を検討しているところでございます。

現在実施している子育て支援制度とあわせて、来年度検討している新規事業を実施することにより、本町において結婚から妊娠、出産、そして子育てまでを支援し、定住促進につなげていくことが必要であると考えております。

しかし、義務教育を終え、進学や就職、結婚をして子育てに入るまでの期間において、若者が町に残りたくなくなるような魅力ある事業の展開に至っていないように感じられるのは、議員ご指摘のとおりでございます。町外から人を呼び込むことも必要ですが、それ以上に、本町在住の若者の町外転出を抑止することも必要不可欠であると、認識しているところでもあります。

国は、昨年12月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示する長期ビジョン及びそれを実現するため、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向を提示する総合戦略を閣議決定し、地方と連携して地方創生に取り組み、各地方公共団体は国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、平成27年度中に中長期を見通した地方人口ビジョンと5カ年の地方版総合戦略を策定し、実行するよう努めるものとされているところでもございます。

この体制を整えるため、地方において地域における産業、雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に推進する産官学金労に加え、住民代表からなる総合

戦略推進組織を整備することが求められているところでもございます。

このようなことから、民間活力を活用する産業、雇用、企業等の代表に加え、住民代表からなる総合戦略推進組織を設置する予定でございます。

この総合戦略推進組織において、地方創生を実現し、人口減少に歯どめをかけるための基本目標、基本的方向、そして具体的な施策を設定する地方版総合戦略を策定することになりますので、議員ご指摘の若者の定住促進対策の施策の設定についても、今後、総合戦略推進組織の会議の中で議論していただき、検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 今の町長のお答えですと、具体的な町としてのアイデアが見えてこなかったんですけども、国の長期ビジョン総合戦略を踏まえ、各地方自治体は、今町長がおっしゃったように産業界や研究機関、金融機関、住民代表などでつくる総合戦略推進組織を設けることと思います。この中で若者の定住促進対策については、特に力を注ぎ、実効性ある計画を策定していただく必要性を強く感じております。

これから組織化されると考えますが、特にこの7年間、高校3年間と大学の4年間、そして就職してからの結婚するまでの数年間、ここが最も大事なときになるかと思えます。この魅力的なアイデアや多様な情報などを得るために、総合戦略推進組織の構成人員は大変に重要な位置にあると考えますが、この構成人員についてはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 総合戦略推進組織のメンバーということでございますけれども、人員等につきましては、現在、白紙の状況でございます。これからさまざまな情報を収集いたしまして対応していきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） まだ白紙ということですので、先ほど申し上げました7年間の新たな取り組みの部分も、構成人員も、全部これからと理解をしてよろしいですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） これから戦略会議のほうでいろいろご議論いただくような形になると思えますけれども、その中の取り組んでいく、議員ご指摘の若者の定住促進対策ということでございますけれども、そのメニューなどについては、この策定にかかります前段の段階で、国のほうから地域経済分析システムというシステムの提供を受けることになっておりまして、そこでさまざまな分析を行いまして、地域の課題を抽出して対応していくということになっておりますので、その分析の結果を踏まえながら対応していくような形になろうかと思えます。

例えば、先ほどおっしゃったように、通勤で時間がかかったり、経済的な負担があると

なれば、それに対してどのような対策をとればいいのかとか、そういうものをご議論いただいた中で定めていくような形になると思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） わかりました。

それでは、もう1点お尋ねしたいと思います。

町の将来を考えると、若者の定住促進対策は喫緊の最重要課題の一つに位置づけられると考えますが、総合戦略では魅力ある地方創生による東京一極集中の是正を掲げ、地方への新しい人の流れをつくることや、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることなどを基本目標にしています。

町においては大変重要な問題であり、私はスピードが求められるのではないかと考えておりますが、町として地方創生における計画の作成に向け、いつごろを目標に取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 計画といえますか、その戦略の策定完了時期でございますが、現在申し上げますのは27年度中ということになっておりますので、27年度中のできるだけ早い時期という形で考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） わかりました。

では、これからスタートということで、ぜひとも実効性があり、魅力ある計画を策定していただきたいと思います。

つけ加え、一言申し上げたいのですが、現役の若者の意見や、子育てが一段落してこれから子供たちを社会に送り出す現役世代の保護者や当人たちの意見を聞いて、計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。子育て支援についてお伺いいたします。

さきにも述べましたように、町における子育て支援は大変充実しており、保護者からは大変に喜ばれているところだと感じております。中でも利根町子育て応援手当支給制度は町単独事業であり、子育て世代にとってはこの上ないうれしい施策と思います。その仕組みとしては、平成22年4月1日以降に1子18歳未満を養育している方が第2子以降を出産した場合、この手当を受けることができます。その支給要件には、第2子の出産の日より1年以上前から継続して利根町に養育者の住所（住民票）を有することとあります。

現実にはさまざまな状況があり、また、これからも多様な状況が予想されます。例えば転入のタイミングで第3子が出産が支給要件を外した場合、3人の乳幼児を十数年間にわたり利根町で育てていく上で、支給を受けられる子供と受けられない子供とが同じ教室で義務教育を受けていくことになります。

今後、定住促進助成制度などの活用をして町に転入される方にとっても、そのタイミン

グによっては、大きな格差が生じていく可能性を感じています。

利根町子育て応援手当支給制度について、地方創生の計画の中でどのような位置づけとされているのでしょうか。また、改善や拡張など検討されるお考えをお持ちでしょうかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

利根町子育て応援手当支給制度が、地方創生の町の総合戦略の中でどのような位置づけになるのか。また、改善や拡張などを検討する考えを持っているのかというご質問でございますが、まち・ひと・しごと創生法の中で市町村は、国が定める日本全体の人口の将来展望を示す長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生のための総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、基本的な計画を定めるということになっております。

本町も平成27年度中に、先ほど秋山企画財政課長が申し上げましたとおり、27年度中なるべく早い時期に、中長期を見通した地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するというので、今進めているところでございます。

この総合戦略の策定の項目、内容及び手順等については、産業界、大学、金融機関、労働団体、議会議員、行政及び住民の代表の方々などで組織する総合戦略推進組織を設置して、さまざまな議論を通じて策定する予定となっております。

そのようなことから、利根町子育て応援手当制度の位置づけについても、その中で議論していただけるものと考えております。

現在、子育て応援手当の支給要件は、第2子の出産日より1年以上前から継続して町内に住所を有するとあることから、転入される方の妊娠や出産のタイミングによって格差が広がってくるのではないかとございまして、出産前1年間の居住要件につきましては、少なくとも当町に四季（1年）を通じ、子育ての地として生活してこられた保護者の方に対し、町が子育てを支援し、利根町をよきふるさととして、末長くこの地で世代のきずなが受け継がれていくことを願って実施しているものであり、転入を積極的に推進する施策とは一線を画しております。

また、子育て応援手当制度の改善や拡張などを検討する考えを持っているかとのことでもございますが、この制度の性質上、改正することは新たな格差や支出の増大が避けられないため、安定した子育て応援手当制度の運営を図ることが、むしろ必要ではないかと考えておるところでもございます。限られた財源の中、一定の基準のもと子育て支援を継続することで、子育て環境の一助となることを願う制度であることを、改めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） この子育て応援手当支給制度の事業の狙いと目指しているところ

は、大変よく理解をいたしました。その上で一つお尋ねしたいと思います。

まず、財源のことについてお尋ねしたいと思います。

この利根町子育て応援手当支給制度における財源については、先ほども触れましたが、この制度は平成22年に創設され、初年度の支給総額は216万6,000円でした。平成25年度は786万7,000円です。平成26年度は1,234万4,000円と補正予算が出ております。支給総額がふえることは、子供の数がふえることであり、これは大変喜ばしいことだと思います。将来的には2,000万円から3,000万円、もしくはそれ以上の財源が必要になるであろうことは予測されます。また、ぜひともこれ以上に子供がふえてほしいと願うところです。

利根町子育て応援手当支給制度の将来的な安定的財源の確保に向け、どのような見通しを立てて事業をスタートさせ、そしてこれからどのような見通しを立てていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 子育て応援手当の財源のご質問だと思いますけれども、町におきましては、少子化対策の子育て応援手当、そのほかさまざまな事業を行っておるのは、先ほど町長が申し上げたとおりでございますけれども、財源につきましては子育て応援手当だけではなくて、例えば学校関係、それから、道路の維持管理、公共施設の維持管理、または高齢者の方の介護保険制度や障害者の方への制度、さまざまな事業を総合的に取り組んでいるのが今の状態でございます。この少子化対策だけを取り上げて財源ということではなくて、全体を総合的に見渡した中でバランスをとった財政運営をしていくこととなろうかと思っておりますので、もちろん今おっしゃいましたように、当初は216万何がしで、現在は1,200万何がしとおっしゃいましたけれども、この子育て応援手当が継続する限り、それは全体の事業の中の位置づけとしてバランスをとりながら対応していくと、そのような形になろうかと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） それでは、子供がふえても安心だと、この事業の継続に対しては心配する必要はないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） お子さんがふえれば人口減少もある程度とまりますので、人口減少がとまるということは、片方では地方交付税の算定基礎は人口になっていきますので、そういう形で地方交付税の対応になることもありますし、現在行っている事業を、町長が先ほど申し上げましたとおり、行財改革を行いながら優先順位を決めて、それで対応していく形になりますので、この子育て応援手当の事業がある限りは対応していくという形になろうかと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） わかりました。

それでは、ちょっと角度を変えて別の視点から質問をさせていただきたいと思います。

実はこの手当を受給されている方、それから、子育てに一段落された方、100%女性の方にご意見を伺ってまいりました。その町民の方の声に対するお考えを、これからお尋ねしていきたいと思います。

まず、受給されている方は、確かに大変に喜ばれておりました。また、こういう制度を利根町でやっていただけることで出産意欲の追い風にもなるという、そんなご意見も承ってまいりました。

またその反面、私世代のように、子育てが一段落をしたお母さんたちのご意見としては、今は分割で1年間に年末、第2子3万3,000円、第3子以降6万6,000円いただいていると思うのですが、まず一つには、期末手当の時期と重なり、また国民行事であるクリスマスやお正月の時期とも重なるということで、何となく消えていってしまうという意見もありました。

また、出産時期にある程度、5万円とか10万円とかまとまったものをいただけたら喜びとしては増すんじゃないか、そして、義務教育を終えて高校へ進学するときに、一番それぞれの家庭で教育費の負担が大きくなる時だと思えます。その時期にまとまってお祝いをしてもらえたら、その期間、町に貯金をしてもらっているような感覚で安心感が増すという、そんなご意見もありました。

そんな意見に対してどのようなお考えをお持ちか、お伺いたします。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答えいたします。

町長もご答弁申し上げましたとおり、この制度の趣旨といたしまして、子育てを支援するというところでございまして、いろいろなお考えはおありかと思いますが、町といたしましても、私が答えるべきかどうかはともかくといたしましても、毎年一定期間、定額という形で交付していくということは、財政運営上も町としてはいいと思うところですが、仮に集中して義務教育の終わった段階とかという形でお支払いすることができれば、そういう方法もあるのかもしれませんが、その時期に財政支出が大変大きくなるということで難しいところもあると考えております。

この子育て応援手当の制度である以上、一定のルールというもので運営されていくわけでございます。その辺のルールを変えると、制度自体が大きく変わってしまいますので、その辺のところは継続していくことが大切ではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） わかりました。

それではもう1点、別の視点から質問をさせていただきたいと思います。

私にご意見を伺ってまいりました母たちの中には、せっかくこんないい制度があるんだから、これだけの町の経費を費やしてくれているのだから、よそから来た人が利根町に

転入しようかなと思ったときの追い風になるような、そんなどちらにも、この町で子供を育ててくれる人に対しても、また、よそから入ってくる人に対しても、50万円、100万円という大きな経費を使うのであれば、どちらにも効果のある、そういう形態にできないのですか、そんな意見がとても多く聞かれました。

それに関しては、再度の質問で申しわけないような気もするんですが、お伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

選択肢をつくれということでございますけれども、来て1年たって誕生した子供たちが第2子で50万円、第3子以降で100万円もらったと。そうすると、いただいて引っ越された場合は、これ何にもなりませんので、極端に言えば、担保として中学校卒業までに分割で払っているということなので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） その担保の話なんですけれども、それに関して、私が母たちの声を聞いてきた中で最も多かったのは、分割ではなくて、高校に行くときにまとめてある程度いただけたら、例えば4人子供を育てているお母さんにとっては、年末に入る数万円のお金ってとても生活の上で貴重だと思います。ところが、多子世帯で4人の子供それぞれのために4通の貯金通帳をつくって、高校、大学に行かせるために貯金をしていくというのも、また家計を預かる母としてはとても現実には難しい部分もあるのではないかと考えます。第1子を親が頑張って行かせたとしても、第2子、第3子にある程度高校に行くときにまとまった応援が町から出たら、これは大きな喜びになると思います。

また、15年間担保するわけですから、ここから高校に入れば、それがもらえるという目標の一つにもなるのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） これは、個人個人の家庭の責任でもありますから、出てしまうということもありますけれども、それはそれぞれの家庭の責任で15年間、第2子に対して50万円積んでいただく、第3子以降については100万円積んでいただくということで、それぞれの家庭で努力していただければと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） その件に関してはわかりました。

時間もなくなってきたので、もう1点だけお伺いしたいと思います。

この制度に限らなくとも、これだけの経費を使って子育ての応援をしていることを、私は町外に大きくアピールをしたいと考えます。多子世帯の第3子を妊娠していて、上の幼児2人いて転入を考えたとき、子供がふえたのでちょっと広くて住みやすい環境の郊外に引っ越そうかなと思って利根町に転入をしようと考えた場合、何も魅力を感じない事業で

あると思いますが、例えば母子手帳をいただいてこの町の子として出産した場合に何か一つタイミング的に、そこから町の子としてのスタートが始まるかなという印象もあるのですが、先ほど町長がおっしゃった支給制度の趣旨からは少し外れてしまう意見なんですけれども、このように町外に対するアピールということに対してどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 町外に対するアピール、PRは今までやっておりますし、そのPRが足りないということであれば、またボリュームを膨らませてPRしたいとは思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） PRの方法も、もう少し膨らませていただきたいと同時に、内容もPRして、より大きな効果のあるものにしていただきたいと思います。それでは、この支給制度についての質問はここまでにさせていただきます。

3番目の質問、空き家条例の制定についてお尋ねしていきたいと思います。

空き家の増加は全国的に大きな社会問題となっており、今後も高齢化や人口減少を背景に増加が見込まれていると強く感じています。

利根町では平成24年第4回定例会にて、8団地の住民代表から、空き家等適正管理条例の制定を求める請願が提出されています。町としても、当初は早急な取り組みをお考えのようでしたが、国の対応に動きが見えたため、町は国における法律の制定を待つ、法律との整合性を持って策定していくとの姿勢を示されてきました。

この請願では私も紹介議員をさせていただいていますので、国の動きは大変気になるところでした。そして、新聞報道にもありましたように、昨年成立した空き家対策特別措置法の一部が施行され、空き家の判断目安が明らかにされました。近隣に危険や迷惑を及ぼす特定空き家については、市区町村に解体の指導や勧告、行政代執行を行うことを認めております。各市町村では、今後指針に沿って対策計画をつくり取り組みを本格化していくとされています。

町としても、空き家対策に関する条例制定のための準備をされているところではないかと思いますが、その進捗状況をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

空き家条例制定の進捗状況についてということですが、これまで町の条例は空き家対策に係る法律との整合性を図って制定することを予定していたところでございます。

その法律が、平成26年11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法として公布され、この特別措置法において、市町村は法律で規定する限度において、空き家等の立入調査をすることができることや、特定空き家等の所有者に対して必要な措置を助言・指導、

勧告及び命令をすることができること、さらに、措置命令が履行されない場合の行政代執行に関する内容も規定されたところでございます。

また、この法律の施行に当たって、国が定める基本指針案は2月に示され、さらにガイドラインは5月までに示される見込みとなっており、市町村はこの基本指針及びガイドラインに即した空き家等対策計画の策定や、空き家対策に関する協議会の設置などより空き家対策を講じていくこととなります。

このようなことから、今後は国の基本指針やガイドラインにより対応していくことが可能となるため、これまで法律の制定後に予定をしておりました町の条例は、制定の必要がなくなったということでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 大変よく理解をいたしました。

それでは最後の質問になりますが、空き家対策について、町民の方とお話をさせていただくとき、しばしば納税額の話が出ます。空き家を更地にした場合、納税額がおおよそ6倍になると報道番組などで放送され、単純に6倍になると認識されている方が少なくないと感じています。しかし、一律6倍になるわけではなく、場所や条件などにより異なるのではないかと思います。

例えば、団地の1戸を例に挙げ、納税金額にどのくらいの違いがあるのかお伺いいたします。できればわかりやすくご説明いただければと思います。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） 団地の1戸を例に挙げ、空き家と更地で納税金額に、固定資産税だと思っておりますが、どのくらい違いがあるのかということですが、一概にこのくらい差がありますとは答えられません。

一般的に宅地の固定資産税は、土地と家屋を合わせた課税で成り立っていますので、方や土地と家屋、方や土地のみとなると、各戸別で違いますので、お答えは大変難しくなります。

はっきり言えることは、建物を壊して更地になった場合、土地だけだと、マスコミなどで言われている6倍になるのではなく、評価額の7割が課税標準額となりますので、7割掛ける6で4.2倍になるということです。

評価額の一例を挙げれば、固定資産税は土地と家屋で成り立っていますので、幾ら土地が4.2倍になっても、家屋の部分も課税がありますので、それを取り壊した場合、当然家屋の課税はなくなりますので一概に価格が安くなるという形は言えないので、これは各一軒一軒課税額が違いますので、もしそういうことであれば、各個人には、うちのほうで親切にご説明したいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 大変よく理解いたしました。

それでは、必要がある町民の方には、税務課長のところに足を運んでいただき、親切に丁寧にご説明いただくと理解をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後2時00分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2番通告者、10番五十嵐辰雄議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番（五十嵐辰雄君） 2番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。大きく分けて次の4点について順に質問いたします。

まず、1点目でございますが、1、長期ビジョンと、まち・ひと・しごと総合戦略の考え方についてであります。

地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略が、平成26年12月に閣議決定され、全国的に今、各自治体においては先を争って行動を開始しています。この地方創生事業というものは、地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要で、地方のやる気と実行力が問われます。事業が地方創生に結びつくかを十分に検証しながら進めることが大切です。地方創生について順次質問いたします。

まず、（1）でございますが、地方創生は人口減少に歯どめをかける対策が主眼点であります。地方で雇用創出を優先すべきですが、利根町は首都圏40キロ圏に位置するので、通勤者の定住に重点を置いています。定住と雇用創出の相関関係についてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

利根町は首都圏40キロ圏に位置するので、通勤者の定住に重点を置いていると思いますが、定住と雇用創出の相関関係はどのように考えているかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、人口減少に少しでも歯どめをかけるには、定住促進を進めることも重要ですし、雇用を創出することも重要であると考えております。この二つの施策は表裏一体の関係であるとも考えているところであります。

しかし、本町の実情を見ますと、土地利用において、市街化調整区域については土地の利用が厳しく制限されていまして、今まで旧東文間小学校で利用していた町有地さえ、な

かなか利用が進まないのが現状でございます。

このようなことから、本町の首都圏40キロ圏内という実情を勘案して、人口減少対策の一つの施策として定住促進を進めてきたところでもございます。

今後におきましては、まち・ひと・しごと創生に関する施策としての総合戦略策定の中で議論をいただき、策定された総合戦略により取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） ただいまの町長の答弁でございますが、私はこれについては、12月の定例会でも同じような質問をいたしました。町長の答弁は全くそれと似通っております。

利根町は雇用創出の企業立地は用途地域がないと、全く住宅対策でございまして、今度の地方総合戦略というのは雇用創出でございますので、利根町がみずから町民が働く場所をつくるのが今回の地方戦略でございます。ですから町長の方針としては、あくまでも良好な住環境の整備と、その辺に相当重点を置いております。その点、もう一度明確にお答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

住環境の整備、これに重点を置くということですが、議員も知っておろうかと思いますが、雇用創出についても兼松の22ヘクタールが今度農業委員会にかかりまして、今、きずなという農業法人が来ますので、そこで最終的には22ヘクタール全部開発した時点では、100名ぐらいの雇用創出が生まれるであろうということを進めているところでもございますし、定住環境の促進ばかりではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 懸案の兼松江商の22ヘクタールを、やっとな農業法人が今度新規にすると、これ心から歓迎すべき新しい事業でございます。一つの成果として認めることがいいと思うのです。

次にまいりますけれども、今度は（2）番でございますが、今回の地方創生は、雇用創出と産業の振興に大いに関係があります。地方創生事業については、地場産業育成並びに商店街活性化を図る絶好の機会でございます。この機会をしっかりと捉えなければなりません。地場産業育成対策と商店街活性化対策、この二つの面をそれぞれお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、地場産業の業種は産業統計の中ではどのように分類されているかという①のご質問でございますが、茨城県統計課に確認したところ、地場産業には明確な分類がなく、産業統計という統計は実施しておらず、工業統計調査や商業統計調査という形で実施しているということでございます。

分類ということでは総務省の日本標準産業分類があり、産業を20の項目に分類しております。重立ったものを言いますと、1番農業・林業、2番漁業、3番鉱業・採石業・砂利採取業、4番建設業、5番製造業などがございます。

利根町の地場産業をこれらに当てはめると、農業や小売業、または飲食サービス業などが主な産業になるのではないかと考えております。

②のそれぞれの業種ごとの振興策というご質問でございますが、農業については、この後の2の基幹産業である農業の振興策についてのご質問で答えさせていただきたいと思っております。

それ以外の小売業・飲食サービス業などの商業の振興策につきましては、商工会と連携を図りながら実施していきたいと考えております。

特に、毎年商工会に委託して行っております町内共通商品券の事業に力を入れ、平成27年度は規模を拡大して取り組んでいき、地元商業の振興につなげていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 次に、（3）番になりますけれども、これは総合戦略会議の考え方でございます。

きのう開会しました3月定例会において、町長から施政方針で述べております長期ビジョンと地方版総合戦略でございますが、この質問の通告後に新しい町長の指針が出ましたので、会議については先ほど船川議員の質問で、秋山企画財政課長もこれから人員とか中については白紙だと、現在、情報の収集に努めているという答弁でございますが、しかし新聞報道では、国のほうで地方創生事業が始まると同時に、各市町村では先を争って各自治体でもこういった対策を考えております。国からそういった指針が示されれば、中身がどうのこうの、そういうことだからどうのこうの言わないで、町独自で考えてやったほうが良いと思うのです。

地方自治体というのは、国や県より先んじて利根町から情報を発信してやれば、利根町は新聞紙上をにぎわしますよ。国から来る助言とか指導を待たないでもやっている市町村は、県内に多数ございます。ここで各自治体の名前を挙げると失礼でございますので、そこは伏せておきますけれども、確かに秋山企画財政課長、今の対策は全国の自治体が競争でございます。勇将でいっぱい時代でございますよ。国から指示待ちというのは、これ昔の公務員ですから、今は指示を待たないでも積極的に行動を展開したほうが良いと思うのです。

確かにこの定例会には、各議員からいろいろ地方創生の質問が出ました。今期定例会は利根町創生議会と定義づけても過言ではないと思っております。地方版総合戦略会議のメンバーについては現在白紙でございますが、どういう方を選ぶというのは、町長は住民代表、それから、産業界とか金融界いろいろあると思うのですが、町の今までの例ですと、審議会

とか協議会とかのメンバーは指名推選していて、一般からの公募というのはいないでございます。やはり熱意のある方、やってやろうという方を広く公募してやったほうが、実のある会議でございますので、秋山企画財政課長、公募について考えがありましたらお尋ねします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど船川議員のご質問にお答えしたとおりなんですけれども、総合戦略推進組織については、国のほうで言われておりますのは、産官学金労ということで、そのほかメディアも入れるようなことになっているようですが、その場合は選定といいますか、お願いして受けていただける形になろうかと思っておりますけれども、そのほかにも女性、先ほど船川議員からもありました若い人の意見を聞くということで若い方、それらの住民代表の方々にも参画していただくということで、若い方ですと仕事をお持ちの方がほとんどですから、会議の持ち方としますと、仕事が終わって夜にやるか、あとはお休みのときに来ていただいてやるかという形になると思っております。

その辺のところも含めまして、現在、どういう形で持っていったほうがいいのかを白紙から考えているところで、先入観を持たないでやっていこうかなと思っております。

それと、先ほどの五十嵐議員からの激励だと思うのですが、国の指示待ちではなくて取り組みということでございますけれども、今定例会に利根町一般会計補正予算（第7号）で、国の総合戦略の先行型という形で事業も計上させていただいておりますし、地域消費型のほうも、生活支援型のほうも合わせて事業を出させていただいております。

それらをご審議いただくような形をお願いするところですが、国のほうの方向性をつかみながら、そういう形でご提案させていただいておりますので、指示を待つてやるというよりも、むしろ一生懸命ついて上げているというところで、現在そういう形でやっているところがございます。後ろを振り向いてもしようがないので、国についてしっかりやっていきたいと思っております。

また、地方の実情に応じて計画をしてくださいということなので、国で示されているものが、イコール利根町に合っているかどうかというのは、それは限りませんので、町は町なりの特性がありますから、それをしっかり分析しながら新たに設置する組織の委員に議論をいただいて、利根町の特性に合った戦略をつくって行って、それを確実に実行していくと、これからが重要だと思いますので、これからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 秋山企画財政課長の答弁は非常に明快でわかりやすいんですよ。今度の一般会計補正予算、地方戦略会議のメンバーですが、報償費として58万8,000円です。それから、委託料で調査委託料が、業者に払うのが何と1,000万円ですよ。99%は業者に払ってしまうんですね。

それで、今、町長がおっしゃったとおり、産業界とか議員とか民間の町民代表とかにお願いするのもいいけれども、広く広報媒体を使って、やる気のある方をたくさん希望されるように広報活動を十分やって、利根町を何とかしてやろうと、そういう意気込みのある人を、それなりの報酬とか何かお礼してやったほうがいいと思うのです。

業者のほうに調査費を1,000万円払って、今度委員の報酬が、議員とか何とかは報酬は出さないから構わないんですけど、一般の方は産業界とか商工会とか金融界とか、その方に全部払って50何万という額で、もっと人的資源を活用するならば、それなりの報酬か何かを十分にやらないと、やる方は時間を割いてくるんですから、交通費もかかりますので、報酬などもっと払ったほうがいいと思うのです。

秋山企画財政課長は今、私の質問に補正予算まで踏み込んで答弁があったので、もう一度その点をお伺いします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 委員になられた方の報酬といたしますか、お支払いするものにつきましては、庁内全体のバランスもございますので、この創生会議のメンバーに大いに支出をすることはできませんので、バランスを考えながら対応すると思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 次にまいります。大分利根町も人口減少で、将来的に人口がだんだん減っちゃうということで、一つ参考までに申し上げますと、国の地方創生の先行的経営としまして、2月に補正予算でその地方にも配分し、やっとの思いで利根町の今期定例会に予算配分されました。

国立社会保障・人口問題研究所の試算によりますと、利根町の人口は2040年には1万1,062人という非常に先の厳しい推計でございます。

今話題になっております日本創成会議の資料によりますと、消滅のおそれがある地方自治体は全国に896あると、これは新聞紙上で半年前から再三言われております。その中に利根町は入っております。しかし地方自治体は絶対に消滅しません。自信を持って利根町の再生に向けて頑張っていきたいと思っております。

日本の法律では、住民に対する基礎的サービスの提供義務は市町村に課せられております。市町村の自治を国が地方自治という制度でおっしゃっております。どんなに小さくとも、どんなに雪深い田舎、山村でも、自然が厳しくても、人々は自治体を中心に地域づくりに日夜努力しております。利根町住民も明るい希望を持って、未来を育てるように頑張っていきたいと思っております。

先ほど町長がおっしゃいましたように、農業につきまして2番目の質問をいたしますが、利根町の産業である農業振興でございますが、利根町は農業でも米作が本当の基幹産業でございます。農業振興策の総論といたしましては、農業の持続的発展を図るため、利根町の実情に応じた意欲ある担い手に農地を集積すること、規模の拡大を図り生産性を高める

こと、これは従前の農業政策の定説でございます。そこで、新しい農業振興策を総合的に
お尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

基幹産業である農業振興策についてということでございますが、利根町の農業の振興策
といたしましては、将来を担う農業経営体の育成や経営規模の拡大、優良農地の確保、農
作業の効率化と担い手の確保など、効率的かつ安定的な農業を育成、確保していくことが
大変重要であると考えております。

1点目の将来を担う農業経営体の育成につきましては、T P Pを代表とした国際化の急
速な進展に伴う農産物価格の低迷など厳しい農業情勢の中、経営感覚にすぐれた意欲や能
力のある経営体の育成・確保をする必要があると考えております。

2点目の経営規模の拡大につきましては、利根町農業経営基盤強化基本構想に基づく農
地の利用権設定による経営規模の拡大と経営の改善を促進するため、農地中間管理事業や
農地あっせん事業などの活用を図り、意欲のある農業者への農地の集積を図る必要がござ
います。

3点目の優良農地の確保につきましては、生産性の向上を含め、圃場の大型化や集団化
などの土地改良事業を進めていく必要があるであろうと考えております。そのためにも、
現在進めている利根北部地区基盤整備事業のより一層の進展を図るとともに、今年度から
計画調査に入っている利根西部地区基盤整備事業が早期着工できるよう、茨城県に対し働
きかけをしていく必要があると考えております。

もう一つの4点目の課題でございますが、担い手の確保につきましては、大規模効率化
を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を
展開する農業者も、それぞれの創意工夫を生かしながら営農の継続・発展を目指していけ
るよう、現場の主体的な判断を尊重した取り組みを支援することが重要でもあると考えて
おります。

また、農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用
の創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その
育成・確保を図り、さらに人材の育成や施設・機械の整備、資金調達の円滑化等を推進す
るとともに、法人化を目指す農業者等に対する、情報提供等の取り組みを推進してまいり
たいと考えております。

この5点が施策の重要施策であるということでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） ただいま町長から、農業の5点目の骨格の答弁がありました。
それについて総論的に農業問題について若干申し上げますと、相当米が余りについて、昭
和40年代から始まった米価格の維持と総量規制という生産調整、減反政策、これは平成18

年度で全面的に廃止になります。これは米農政の大転換であります。T P P交渉の進展や農協改革、全国農協の組織の頂点に立つ全国農業協同組合中央会が地域農協に対する指導、監督統制の廃止。農協改革というのは戦後生まれた農業協同組合の解体というか、改正です、法改正、これは日本農業の歴史的な大転換でございます。地方創生という大きな流れの中において、農業の展望が霞むようなことがないように、大きな改革は立てるべきでございます。

農協の経営の自由度を高め、強い農業の確立に向け、一時の時間的余裕はございません。農業経営者にとっては、農林業の憲法といわれる食料・農業・農村基本法に定めてある人・農地プラン等の施策を現在進行中でございますが、国のほうでは次々と新しい施策が打ち出され、農業経営者の現場においては隔たりを感じております。

昭和36年にできました農業基本法も改正されまして、現在の食料・農業・農村基本法ですが、その中で所得補償制度とナラシ制度、ナラシ制度は25年度で全面廃止でございます。こうした農業政策についても、現場のほうは相当準備期間がかかって生産に入るわけですが、国のほうで転々と変わったのでは、隔たりはありますけれども、そういった点について現実問題を取り組んでおります経済課長のお考えなど、もしお答えいただければ幸いです。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 農業振興策ということで、大変広義のテーマですのでなかなか難しい問題ではありますし、過去においても何人かの方が同じような質問をされていますけれども、結論から申しますと、先ほど町長が答弁しましたように、第4次基本計画の中にも、町の役割であるとか、課題と現状を照らし合わせた上での町の方向づけが示されていますし、昨年10月ぐらいですか、利根町農業経営基盤強化促進基本構想というものがございます。

それは何かと言いますと、認定農業者であったり、あるいは新規就農にかかわる認定の方法であるとか、そういう支援の方法を定めたものでございますけれども、その辺の見直しも国の改正にあわせまして見直したところがございますが、軸になるのは、あくまでもその辺に主眼を置いた政策の展開になると思っておりますけれども、今、議員ご指摘のように、国の政策が目まぐるしくここへ来て変わってございます。その支援として地方創生版としましては、25年の12月に農林水産省の地域の活力創造プランなるものが盛り込まれまして、昨年度の4月、今年度から既に施行されたところでございます。

一つは農地中間管理機構が、この後に質問があるようではございますけれども、その創設であるとか、あるいは経営所得安定対策の見直しであるとか、水田フル活用と米政策の見直し、あるいは日本版直接支払制度の創設といったことで、27年度の予算にも計上させていただきましたけれども、多面的機能という地域経営への支援の内容のものを計上させていただきました。いずれにしましても先ほど来、触れましたように、米生産につきましては大変

厳しい状況の中で、それぞれの生産者、経営体が米づくりの中で展開をしておりますけれども、その辺を軸に今後とも町の農家への支援をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 確かに経済担当は、今、相当農業政策については苦勞しております。

3番で農地中間管理機構ですが、これ大きく分けまして5項目について質問いたしますけれども、時間の関係で3番については一括してお答えください。

制度が25年度からスタートしまして、まだまだ利根町の農家の方も、実際この制度を知らない方が多いです。確かに基盤整備、利根西部地区、今度は北部地区とかありますけれども、その中でもそういう加入区域の中に入っていない方もおりますので、これから農地中間管理機構を活用しまして小規模の農家の農地を集約して、大規模経営のほうに転換しないと、生産性とか何か、機械でもできないんですね。ですから、カタログでなくて実際に各地区に行って実情を訴えて、確かに農業者の平均年齢も65歳を過ぎていますので、やってもせいぜいあと10年でございます。

農業機械は段々上がっていくし、米は下がると、非常に厳しい局面がございますので、これから耕作放棄地もふえてきますので、今が一番大事でございますので、本当は農地中間管理機構についての窓口の農業委員会、それから、経済課のほうで専従の職員ぐらいつけておかないと、これから利根町の農業は非常に厳しい局面になりますので、そういう点について、3番について、1、2、3、4、5をまとめてご説明をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） それでは、農地中間管理機構の活用についてということで、簡潔に申し上げます。

まず、1点目の概要でございますけれども、それは今、五十嵐議員がおっしゃいましたように、農地を貸したいという出し手の中から、経営規模の拡大であるとか、経営の効率化を進める上での担い手となる受け手のほうに農地の集積、あるいは集約を進めるということの目的で法制化されまして、農地中間管理機構が各県に設立されたところでございまして、本県におきましては、財団法人の茨城県農林振興公社が中間管理機構に指定されてございます。

これの内容ですけれども、さっき言ったように、耕作者がいない農地を所有者から借りまして経営規模の拡大とか、農地をふやしたい方に貸し付けるという事業が主なものでございます。

2点目の農地調整の仕組みでございますけれども、これにつきましては、出し手の申し出があった土地につきまして、借り受けを希望する方を募集しまして、募集した応募者などは、その応募の内容によって農地中間管理事業規程の定めるところにより、それを借り受けるということで、それに対して県の知事の認可を受けて利用権が設定されるというこ

とで、本町におきましては、この内容につきましては、今現在21経営体の方が借り受けの登録をしております。ちなみに、町内の方が14経営体の方でございます。

3番目の農地集積協力金ということの内容ですけれども、これは正式には機構集積協力金ということで三つの内容がございます、先ほどの人・農地プランではございませんけれども、人・農地プランの中で話し合いがされた中で、地域における話し合いによって集約もしくは集積した場合の計画を作成して、これで一定割合以上の農地を集積した場合には、10年間という縛りがございますけれども、反当当たりの協力金が交付されるということと、農業をやめる、あるいは水田を相続等でいただいても耕作しなという方が協力した場合には、経営転換協力金ということで、それも10年の縛りがありますけれども、支援すると。

それと、耕作者集積協力金ということで、分散隣接している水田を機構に貸した場合には、その所有者に対して協力金を交付するという事業でございます。

4点目が農協との連携ということで、中間管理機構事業に限っては、今のところ農協との連携というのではないわけですが、農業振興ということであれば、ご存じのように生産調整業務であるとか、中間管理機構事業等とか、そういう部分での連携を行って事務事業として行っているところであります。

最後の5点目の農業委員会の役割ということですが、先ほど五十嵐議員がご指摘されていたように、農業委員会の果たす役割というのは、結構法律の中にも明記されていまして、農地集積の推進については当然のことですが、今現在行っている利用権設定ですか、それと同じような形になるわけですが、農用地の利用配分計画案というものを作成いたします。これの委員会の承認であるとか、今始まっているところですが、旧法の農地法にもございましたけれども、いわゆる遊休農地の調査を行って、その利用意向調査を行って、それを機構の活用に反映させるという業務とか、その辺が主な中間管理機構の活用の内容についての答弁でございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今の経済課長の答弁ですと、25年度にスタートしました農地バンク、これは町内、町外から21の農業経営者の登録があったそうでございますが、この中で仲介の悪かったものは何件ぐらいございましたか。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 今お話しした21経営体というのは、私は借りますよと、農地を借りるために登録しますよという方で、この方たちはあくまでも借りる側の登録です。それで、今、五十嵐議員が再質問の中で話されたのは、要は町の中でどのぐらいの25年度中に集約ができたということでしょうか。

今現在、東文間地区で約66ヘクタールの区画エリアがあるわけですが、その中で29ヘクタール、44%、参加戸数が31ヘクタールということで、これは本来今回の26年度中

の補正予算の中で、先ほど言いました支援金の計上をしたかったわけですが、なかなか機構のほうの縛りがありまして、今回は26年度中にできませんでしたので、27年度にこれらの協力金の予算措置をする予定で今現在進めております。

それと、先ほど周知がされていないのではないかというご意見でしたけれども、県の会議等でもまだまだ周知がされないという旨の意見が出されてございまして、ごもったもな話なんですけれども、もう少しPRをすればということで、現実、今月生産調整の営農計画書を各農家の方にお配りしますけれども、当然その中には、去年も入れましたけれども、今回も入れまして周知を図るということと、既に認定農業者協議会であるとか、農業委員の方には何回か研修を行ってございまして、制度の周知は図っています。

しかしながら、現実集積の中身が動いていけませんので、実際に肌で感じた人でないとなかなかこの事業の趣旨、あるいは内容が理解できないのかなということで、私どももPRの不足は否めないんですけれども、実はこの農地中間管理機構の発足当時の具体化といいますか、PRの仕方と現実がかなり変わってきてございまして、地域によっては活用ができないんですね。要は、貸し手がいても、それを受ける生産者がいなければ、この事業は整わないという問題点がありまして、それが整わない以上は、貸し手がいてもこの機構を使えないという部分があるものですから、受け手がいない農地はつくれないような形になってございまして、その辺のつらい面もありますし、近々の農業新聞などを見ますと、東北地方ではほとんど動いていない。それはなぜかと言うと、年配の方から仕事を奪ってしまうという実情もあつたり、特に中山間地域などでは、その機能が全く働いていない、平場と全く違ふと。

当町においても、いたずらにPR等をしますと、土地持ち非農家の方とか、あるいは耕作を直接やっていない方は貸し手に回りたいと、出し手に回りたいという方がいるかと思ひます。ただ、そういう方の所有している農地等が、果たして耕作をする先ほどの21経営体の方がやれるかというところ、そういう土地ばかりでもありませんので、そうなるとうちにこの機構の集積が使えませんので、そういう難点もあるということで、周知の仕方はいろいろ考えるしかありませんけれども、そういうこともあるということで、今後の課題として、その辺を整理していかねばならないと思ひて考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 矢口課長、非常に現場に沿ったきめ細かい農業対策について、よく理解いたしました。確かに課長もご苦労が多いと思ひます。

次にまいりまして、今度は4番でございまして、企業立地でございまして。

企業立地でございまして、利根町の区域だけを見たのでは非常に視点が狭うございまして、広く茨城の県土全域を見回して参考意見を申し上げます。

これは「週刊東洋経済」2015年1月13日号の記事の一部を紹介いたします。

産業経済省が発表した工業立地動向調査によると、茨城県は立地件数、面積、県外から

の企業立地件数、この3部門で他地域を大きく引き離し断トツの2年間全国第1位でございます。これは2013年、2014年ですが、多分こういった経済誌を見ますと、来年も茨城県は第1位だという話でございます。

よく言われますけれども、茨城県は開発公社が工業団地を相当造成して、売れない団地がたくさんあると、どうしようかということで、茨城県開発公社の改革論が出ましたね…（「赤字ですよ」と呼ぶ者あり）赤字ですね。その土地の不良資産、不良債権が、ここに来て何とか安くして売ったと、そういう悪評があります。本当かどうかわかりませんよ。

新聞記事によりますと、大きな原因でございますが、茨城空港の開港、今スカイマーク社の撤退とかで大分茨城空港の先がわからないんですけれども、その当時の経済誌は、こういった情報というのは、活字になった場合は半年ぐらい前のことですからわかりませんが、首都圏に隣接する非常にロケーションがよいと、常に進化を続ける交通インフラ、さらに県における企業立地をバックアップする優遇制度、こういったものが幸いして、2年間、全国で企業立地件数が第1位でございます。

利根町には企業を立地する用途地域はありませんと、こういう答弁でございますので、幾ら質問しても同じ答弁だと思いますので、この難局を切り開いて何とか企業が立地できる用途地域にならないものかと、そういうことが努力目標として行政当局にお願いします。

それについてお答えください。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、用途区域、将来あるべきご指摘の姿ということでございますけれども、用途区域につきましては、それぞれの地域に合った建築物の用途、形態等を制限しまして地域の性格を明確にし、地域の環境を今後育成するために定められておるわけでございます。

用途地域の指定につきましては、地域ごとの用途制限だけではなく、建蔽率、容積率の指定がセットになって機能してございます。用途地域を指定することにより、閑静な住宅街はその環境を守り、商業地区は商業、業務系が集積しているような地区につきましては性格をはっきりとさせ、それを維持することで秩序あるまちづくりを進めることができるものと考えております。

今、五十嵐議員がご指摘のような企業立地につきましては、町におきましても当然必要であると思っております。しかしながら、企業を立地するために市街化区域を拡張し、新たな用途地域として工業または準工業地域を設定するということにつきましては、その区域に対して区画整理等の多額の費用負担が必要となってまいります。

現在の経済状況及び町の財政状況から見ましても、先行して用途指定をすることは現状では難しいのかなと感じております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 課長、聞きますけれども、用途地域の指定というのは、地権

者の承諾は要らないんですよ。今の線引きしたのは昭和45年だと思います。そのときは市街化地域、調整区域は地権者の同意はもらわないから、意向調査はやったと思うのですが、第一種、第二種とか、商業地域、準商業とか、これは地権者の権利関係とか利害関係というのは全く関係ないですよ。よく阿見の工場と言いますが、工業団地、工業地区にしますからと地権者の同意は要らないと思うのですが、その点についてのお考えをお願いします。

それから、私は市街化区域における用途地域の見直しについて、平成26年第4回定例会において、鬼澤都市建設課長に質問いたしました。現在の用途区域の用途区分については、昭和45年に線引きし、現在まで利根町は線引きの変更はないわけです。

民間の宅地開発業者が、23ヘクタールの開発によって市街化区域に編入しましたが、役場自体として線引きしたことはないと思うのです。私も古いことはわかりませんが、

課長の答弁でございますが、課長、これが大事でございます、利根町は第一種住居専用、第二種住居地域いろいろございますけれども、見直しについては今現在、県のほうからも第7回の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しということで来ておりますと。来ておりますというのは、話があったということだね、県において見直しをしたらということでございますので、町としてもそれときに考慮していきたいと考えておりますと。

先ほどの課長の答弁ですと、用途部分は決まっているので、工業関係は三つの区切りがあるんですね。こういった準工業、工業、工専と、こういう考えは全くないと、窓口が閉めてあるから考える余地ないという考えでございますので、利根町でもまだ台地とか何かがあるんですよ。荒れ地、畑とか山林、こういうところをそういった用途地域にすれば軽工業ぐらいは立地できると思うのですが、せつかく県のほうから第7回のそういった話があるわけ、その話し合いに課長は行ったらどうか、その点もお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） まず、秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 土地利用のお話だと思いますけれども、土地利用につきましては、町の総合振興計画で土地利用構想という形で定めてございまして、それを基本として土地利用を定めて土地利用をしているということでございます。

企業誘致関係でご質問されていると思いますけれども、現在のところ新たな産業を誘致するためのエリアということで、現在あります大平地区、それと先ほど議員ご指摘の立木の土をとった跡地、それから、美浦栄線のバイパスが今現在3月24日に開通すると伺っておりますが、その脇の近隣地区、その3地区を新たな企業を誘致するエリアという形で、利根町の振興計画の中では位置づけされているということでございます。

○議長（井原正光君） 次に、鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） まず、工業地域の設定ということでございますけれども、

現在の市街化区域においては住居系が確立されておりまして、これを変更することは無理だと考えております。

それで、五十嵐議員ご指摘のとおり、今後工業系を用途指定していくことが考えられないかということをございますけれども、現在、工業系を先行して用途指定をするのは難しいと考えております。

それと、2点目の都市計画の変更が現在行われているということをございますけれども、昨年ですか、都市計画区域のマスタープランの改定ということで行われております。現在、その内容につきましては、県のほうからこういう内容に変更するという通知はいただいております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 今、秋山企画財政課長は4期基本計画を重視してやると、あくまでも総合振興計画第4期基本計画、そうなりますと非常に頭が固いですね。今やっています地方創生とは相当乖離がありますね。もっと弾力的に。

こういったものを、5年間ですが、時代の変遷によって、4期基本計画も途中で時代に合ったように見直してもいいと思うのですが、いつも固い岩盤では岩盤規制を破らないとこれからはだめでございますので、そういうところの岩盤規制を打ち破っていただいて前に突き進むと、そういう固い決意があるかと思うのですがけれども、その点、秋山企画財政課長にお尋ねします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 今回の五十嵐議員のご指摘ですが、今回の地方創生戦略の関係ということですが、私の知る限りでは、今回の地方創生関係では、土地利用の規制については一切伺っておりません。例えば都市計画法を緩和するとか、そういうものは一切ございませんので、現行のままの規制が残っている状況で土地利用をするというのは、先ほど来申し上げましたとおり、都市計画法その他の法律で非常に厳しい土地利用の規制がかかっていますので、なかなかそれを、例えば企業誘致に使うとかということは困難が伴うところがあります。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3番通告者、7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 皆さん、こんにちは。3番通告、白旗 修でございます。

私は、大きく2点の質問をいたします。

1番目は地方創生計画についてでございます。

今までお二人の議員からなさっておりますが、私は若干別の角度から質問をいたします。

国は、日本人口の減少と地方の衰退に対する対策として地方創生政策を打ち出してきました。この政策の実施に当たっては、地方自治体の自主的・主体的な取り組みを期待し、平成27年度から始まる5カ年計画を、各自治体が策定することを国は求めております。そこで次の点について伺います。

(1) 利根町は国の今回の政策にどう向き合っており、具体的にどのような政策をどのような手順で立案し実行しようとしているかお伺いいたします。

以降の質問は自席で行います。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

利根町は、国の今回の政策にどう向き合っており、具体的にどのような政策をどのような手順で立案し実行しようとしているかというご質問でございますが、市町村はまち・ひと・しごと創生法第2条の規定に定める基本理念に基づき、国、県が定めるまち・ひと・しごと創生に関する施策の総合戦略を勘案し、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

そして、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、講じるべき施策に関する基本方針、並びに講じるべき施策を、総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めることとしております。

国が定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略によりますと、まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則の自主性、将来性、地域性、直接性及び結果重視に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくには、地方の自立につながるよう、地方がみずから考え、責任を持って総合戦略を推進し、国は伴走的に支援することが必要であり、そのためには、各地域での経済・社会・人口推計など実態に関する分析をしっかりと行い、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、国と地方との役割分担のもとに、地方を主体として枠組みの構築に取り組んでいくことが必要とされております。

本町は、平成27年度中に国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、中長期を見通した地方人口ビジョンと5カ年の地方版総合戦略を策定して、実行することとしております。

このために、地域における産業、雇用、企業等の技術開発やイノベーション創出等の施策を一体的に推進する産業界、大学、金融機関、労働団体、議会議員、行政に加え、住民

代表からなる総合戦略推進組織をできるだけ早い時期に設置する予定でございます。

また一方で、データに基づく地域ごとの特性と地域課題の抽出をするために、国においてビックデータを活用した地域経済分析システムが整備され、市町村に配布される予定となっており、それを活用して産業や人口、社会インフラ等の現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、地域の強み、弱みなどの特性に即した地域課題等を踏まえて、地方版総合戦略を策定いたします。そして、その施策のPDCAサイクルを確立していきたいと考えております。

平成27年度以降は、市町村が適切にPDCAサイクルを実行することができるよう、国がデータの更新、補正等を実施しつつ、利用者となる市町村からの要望に基づき、地域経済循環や農業、医療、福祉など、地方版総合戦略策定に必要な他分野の機能の追加を検討していくこととされております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 霞が関の官僚の皆さんは、さすがに頭がよくて大変いいプランを今回出していると思います。しかし、これは昨年の12月にやっとホームができ上がって、石破 茂さんが大臣になって、そそくさこの案を、非常にすばらしい霞が関がつくった案を地方自治体に今、示し、3月末までにそのための予算を交付金として与えるからつくりなさいと、こういうことでやっているわけでありませう。

しかし、お役所の皆さん、町役場の皆さんは、何けしからんことを言っているんだって思われませんか。なぜかという、霞が関が言っていることは、昔から総合振興計画をつくりなさいとやっているんです。そして、最近では平成25年に第4次利根町総合振興計画4期基本計画をつくっているんですね。これは、今、霞が関が言っていることと同じことをやっているんです。やっているはずなんです。やれていないから言われているんだろうと私は思いますが、皆さんはこの基本計画と霞が関が今度言っている地方創生計画、どこをどう、これと見て一緒だからやる必要がないとか、ここが足りなかったからこうだとか、そういうことの手をかえて、また相変わらず霞が関から言われとおりにやろうとしているという感じが私はいたしますが、皆さんはどう思われますか。町長あるいは秋山企画財政課長、お答えください。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

白旗議員ご指摘のとおり、利根町は第4次総合振興計画を策定しまして、現在4期計画を平成25年から5年間、その計画に沿っていろいろな施策を実行しているところでございます。

今回は国のほうで、国の人口を確保するための長期ビジョン等、国の総合戦略ということで、お金の戦略をつくって、それに基づいて地方公共団体の計画をつくりなさいということで、先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、まち・ひと・しごと創生法という法

律を新たに制定しまして、それに基づいて計画をつくりなさいということになりました。

前段の白旗議員おっしゃった第4次総合振興計画につきましては、地方自治法に基づいて策定してきたものでございます。現在は地方自治法の規定がなくなりまして、前は策定しなければならなかったんですけれども、策定は市町村で判断してきているということになっております。

利根町は従前の例のとおり、計画を作成しながら進めているところですが、今回新たな法律ができて、それで策定しなさいということでございますので、国の方向に沿って、町もそれで進めていくと。

そうしますと、平成27年度に計画を策定するわけですが、そこで総合戦略に基づく取り組みとしましてさまざまな施策を計画いたします。国のほうにおきましては28年度以降、新たな新型の交付金で財政的な支援をしますということになっております。また、それと合わせて人材の支援もしますと。それと、情報の支援もしますということで、先ほど来から意見が出ておりますけれども、人口減少が地方の経済を縮小すると、また、その地方の経済の縮小が人口減少を加速していくということで、その悪循環をとめるということが大きな目的になっておりますので、法律の定めもございまして、国と同じ方向を向いて進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 国がやることに、ある程度沿ってやる必要があるということもわかりますが、今まで営々とコンサルタントにお願いしながらでも、とにかく4期基本計画までつくってやっています。今度の政府が言っております、まち・ひと・しごと創生計画の基本目標というものは、先ほどお話もありましたし、それから、私たち議員は昨日早朝に政府のつくったビデオを見せていただいております。四つ基本目標があるんですね。

一つは、「地方における安定した雇用を創出する」。2番目は、「地方への新しいひとの流れをつくる」。東京への一極集中からもっと地方に流そうということです。それから、3番目は「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるようにする」。4番目が「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」。これが四つの基本目標として政府から出ております。

この四つの基本目標と4期基本計画等をよく見ますと、上の三つは、表現は違うけれども、大体同じことをやっているんです。地方における安定した雇用創出、先ほど五十嵐議員も言っていましたけれども、雇用創出という問題は前から問題になっています。

それから、「地方への新しいひとの流れをつくる」人口減少の問題ですね。これも我々前から問題にしているところです。

それから、若い世代に希望を与え、これも一生懸命町長は町長の考え方で人口をふやす政策をとっているわけです。ですから、今まで既にやっていることなんです。

私が見るところ抜けているのは、この4期基本計画というのは総合と書いてありますが、

なるほどよく総合的にまとめてあります。でも私から言わせると、それは25年の一般質問でも申し上げましたけれども、大変総合的によくできているけれども、これはよく言えば網羅的にできる、悪く言えば総花的でもう一つ突っ込みが足りないとは見ております。

ですから、せっかくなつくたこれを、この新しいまち・ひと・しごと創生計画にうまく適用させていく。お金の問題もありますからやる必要があると思いますが、抜けているところは地域との連携、地域の特色をどう生かすかということが、これには抜けているとは思います。

そういうようなことで、せっかく営々としてつくってきたこれを、この関係をどう考えるか、これをどう生かすか、あるいはより豊かなものにするか、そういう発想がまず必要なのではないでしょうか、お伺いします。企画財政課長。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

地方版の総合戦略の策定に当たりましては、新たに策定するための組織を立ち上げるということで、先ほど来申し上げておりますが、地域の実情に合った計画をつくるということでございまして、今それをつくるためのさまざまな分析については、地域経済分析システムというシステムが国のほうから提供されて、それで分析を行いながら策定をすべきということになるかと思っております。

もちろん、今現在策定済みの第4期基本計画につきましても、さまざまな施策等が網羅されておりますので、今回のこの国の長期ビジョン総合戦略については、大きい目標としましては、国のほうでは2060年に1億人以上の人口を確保するという大きな目標を掲げているようなのですが、その人口減少問題に歯どめをかけるという大きな重要な課題がございまして、そのところでどういう形で政策をしていけば利根町の人口減少といえますか、それを歯どめがかけられるかどうかというところがございまして、今までの基本計画ももちろん参考にしながら、総合戦略をつくっていくような形になるかと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そうだと思いますけれども、今までの基本計画では余りにも網羅的といえば網羅的、総花的で突っ込みが足りない。だから、これを契機にしっかりしたものをつくっていただきたいんですが、国が今度新たに出してきた分析ツールというのがあるようですけれども、これは全国の自治体に提供するわけですから、結果は同じものが出てくるんですよ。中身の違いはもちろんあるけれども、似たようなものが。

私が言いたいことは、そういうふうにして、政府としてはそういうことをやらせようとしている。それは昔から増田寛也さんとか藻谷浩介さんとか、ああいう人たちが人口減少危機を叫んでいた。それにやっと政策が乗ってきたという感じはするんですが、それはそれで今からでも遅くないですからしっかりやっていただきたい。

ただ、政府の言うこと、国の言うことに従って、この3月までに何とか国の言うとおりに

の予算を獲得するための仕事ばかりやっていますとは思いますが。中身はこれからだと思います。だから、今そんなことわかっているはずはないと私も思います。それでしょうがないと思うのですが、これからどういうふうにそういう計画をつくっていくかということが非常に大事なんです。

総合振興計画の4期基本計画のときにも、私は言いましたけれども、ちゃんとした町民参加ができていないんですね。皆さん、霞が関の作文でやってくるのはけしからんと言うのと同じように、町民から見ますと、皆さんが作文したものを、これでいいかと形だけ見せて、それで終わりにしてしまっていると、私は4期基本計画のときも申し上げました。今までも計画のつり方と同じようにやっては、同じものができてしまうんですね。

国からそういうツールをくれるとか、データをくれる、それはそれで結構なことですが、そこら辺を考えないといけないんですが、どういう手順で、特にどういう形でその議論を盛り上げていこうとしているのかというところをお聞きしたいんです。企画財政課長。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

地方版の総合戦略をどういう形で策定するための手順と言いますか、つくり方、過程の話だと思いますけれども、まず、目標としましては27年度中に策定に努めなさいということです。今回補正予算の第7号で関係経費の予算を計上させていただいておりますけれども、国で申しておりますのは、地域経済分析システムというものを活用して、地域特性を把握して立案しなさいということなので、それらの分析システムと国が持っているデータ、それらを提供していただけるということになっております。

今回、それとあわせて明確な目標をつくりなさいということで、重要業績評価指標を設定しなさいということになっております。

例えば、きのう議員の皆さん方にごらんをいただいた中に、そういうものを設定しなさいということで、国のほうでもつくりました計画の中に、例えば人口の東京への流入をとめるにはということで、それにはどういう目標を設定されているかと申しますと、重要業績評価指標ですと、年間の移住あっせん件数を1万1,000件という目標を定めております。そのような形で、国の一つの施策について目標としたものをつくって対応していくということで、その目標なり、今度P D C Aサイクルによって、その効果を検証するということになります。

今回も国の交付金事業ということで補正予算に上げさせていただいておりますが、そちらのほうにつきましても、国のほうに実施計画を提出します。その実施計画についても地域指標を設定しまして、大体1年ぐらになります。P D C Aサイクルによる検証を行うということになっております。そのような形で目標を設定して、確実に計画が進むような行動体制をつくっていくと。

それと今度はその策定組織については、先ほど申しましたとおり、産官学金労の産業、

大学、行政、議会議員の皆様方、大学、金融機関、労働組織、それから、メディアの代表の方、それから、女性や若者や高齢者などの住民の代表の方、そういう方々による協力や参画を促しなさいということになっております。

それと、地方の議会も策定や検証に積極的に関与ということで、1項目ございまして、そういう取り組みをしながら計画を策定しまして進める中で、それぞれの地域での実質的な取り組みと地域間の連携を進めていくということになっております。

そういうことですので、それに沿ったような形で取り組んでいくということしか、現在申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 国が言っていることをおうむ返しにお話ただけであるかと、私は思います。

国がいろいろデータやツールを貸してくれると言いますが、この町の特徴を本当に心底わかっているのは、ここに住んでいる人なんです。そんなツールなんかなくて、しっかりやっている町は大昔からいっぱいあります。

例えば、大昔では北海道の池田町、ワインづくりで町おこしをしていますね。それから、最近ではよく知られておりますが、島根県の隠岐島の自治体が、やはり人を呼び込んでいます。そういうことは何も国のツールや何かを借りなくて、やっているところは、既にやっているんです。そのほかにも多くのしっかりした自治体は既にやっているんです。地方創生みたいなことを今さら言われなくてもいいやという市町村が、実際にあることはあるんですね。

今私が言いたいことは、さっき言いましたけれども、この基本計画ではこの町の特徴は何だろうか、それに基づく町おこしはどうすればいいんだろうかという視点が全然抜けています。その点、国の新しい政策は一つプラスになるとは思いますが、国が言っているとおりやったってだめなんです。

それからもう一つ、どういう人がそれに参加するかいろいろ言っております。でも、これも一応やっているんです。この4期計画をつくった人の名簿が書いてありますけれども、この町の有名な人たちが載っています。どなたか知りませんが、言いませんけれども、何も発言しない人もたくさん委員の中にもいることも事実なんです。そういう、いわゆる町の中の有名人を、あるいはいろいろな分野で町に協力した人を集めても、これは意味がないんです。だから、先ほど五十嵐議員もおっしゃっていましたが、実を言うと公募の仕方が難しいんです。簡単に思っても難しいんですが、しかしいろいろな面から違うものの考え方の人が入って自由闊達に議論して、それをだんだんと集約していく、そういうプロセスが今までの基本計画総合振興計画ではほとんどゼロに近い。国から言われて、そういう人を集めてやったって、そういったデータや何かを借りて見たって、大事なものは、この町の人を本当によく知っていて、この町のことを考えていろいろ議論をして、

いろいろ百出すると思います。それをうまく集約して行って町の方針、施策として持っていくような、そういう仕組みづくりが一番大事なんですけれども、今、秋山企画財政課長のお考えでは、そういうお考えは今のところないと思いますが、そういうところをぜひ1に戻って、原点に戻って考えていただきたい。

もう時間がありませんからあれですけれども、この間の4期基本計画のときもパブリックコメントを募集したって言っていますね。募集の仕方が非常に短期間であったり、それから、データを見るのにアクセスが難しかったり、ほとんどパブリックコメントは用をなさない。形式的にやったという感じで終わっております。そういうことをまた繰り返さないでいただきたい。

私が言っているような、本当に意見のある住民の声をどんどん出させて集約していくという基本的な方向性でやるということで、決意のほどをお聞きしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

地方創生計画、まち・ひと・しごと創生プランを作成するに当たりましては、今、白旗議員がおっしゃっているように、そのメンバーの問題をおっしゃっていると思いますけれども、十二分に考慮して進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 時間の関係上、次の問題に移ります。自然再生エネルギー、特に今回は太陽光についての積極活用策についてお尋ねいたします。

自然再生エネルギーのうち、利根町で比較的容易に利用できるのは太陽光による発電であると思います。関東平野という非常に日照に恵まれた地域の中央に位置している利根町というのは、全国的に見ましても大変日照に恵まれているところであります。しかし、その利用が極めて不十分だと思います。そこで、これらの利用状況と今後の計画について伺いたいと思います。

1番目、小学校や町議会棟屋上に設置済みの太陽光発電装置の設置費用と稼働状況について報告をお願いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

小学校や議会棟屋上に設置済みの太陽光発電装置の設置費用と稼働状況についてお答えをいたします。

庁舎議会棟屋上の太陽光発電設備の設置費用と稼働状況でございますが、庁舎議会棟の屋上に設置しました太陽光発電設備の設置費用ですが、平成24年度事業として事業費の総額4,754万4,000円で、財源としては再生可能エネルギー導入促進事業のための県補助金4,560万9,000円を活用し、不足分は一般財源から193万5,000円を充当して施工いたしました。

た。

平成25年4月1日から稼働して、平成27年2月18日現在、約22カ月半の期間の累計発電量は、直流電力量は4万4,964キロワット、交流電力量は3万1,763キロワットであります。月平均では、直流電力量は1,998キロワット、交流電力量は1,411キロワットとなります。

また、平成25年4月から平成27年1月までの庁舎の購入電力量は97万8,577キロワットで、月平均の購入電力量は4万4,480キロワットになりますことから、交流電力量に購入電力量を加えたものが庁舎で消費した総電力量になるとすると、太陽光発電設備で消費電力量の約3%程度を発電供給したことになります。

また、小学校の太陽光発電の設置費用と稼働状況についてでございますが、太陽光発電につきましては小学校3校に設置しております、設置費用につきましては3校合計で7,106万4,000円でございます。これはニューディール政策の県の補助金を使ったのでありますが、町の一般財源の持ち出しは約1割でございます。

稼働状況でございますが、25年度の発電電力量は5万2,612キロワットとなっております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 議会棟についてもいろいろあるんですが、時間の関係上、学校に設置した太陽光パネルに関してお聞きしたいと思います。

議会棟も同じようなことがあります、小学校3校に入れましたけれども、これは中学校にはなぜ入れなかったのかお聞きします。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 中学校につけなかった理由なんです、中学校の屋根の強度が足りなかったということでもあります。

それと、その当時、補助が3校しかつかなかったということがあります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 屋根の補修費用は相当高かったのでしょうか、見積もりはしたか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 見積もりは行ったということです。

○7番（白旗 修君） 幾らでした。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 金額のほうはわからないのですが。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 1校につき15キロワットの出力となっておりますが、これはどういう理由で15キロワットなんですか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 補助金の額にあわせて、この15キロワットということでもあります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 15キロワットしか入らないと、こういう考え方なんですね。

それでは、その蓄電装置はなぜ入れなかったんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

議会棟にある25キロワットの場合は、蓄電池は約1,700万円、あれは補助金の対象になったということなんです。小学校3校に設置したときの補助金の対象には、蓄電池が対象外だったと。それで蓄電池は大変高価なものなので、補助金抜きでは設置できないということで設置していないということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） たしか平成で言うと22年度内に設置工事をやったと思います。その当時そうだったかもしれませんが、その後、蓄電池も含めて対象にはなるような改定がございます。

でも蓄電池がなくて、これは学校の安全・安心対策ですから防災の意味も兼ねていると思います。あるいはそれは地区の住民が避難したときの、防災拠点としての発電能力も頭にあったのではないかと思います。これは防災用として、今の状況で十分と思っておりますか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） この当時、防災が目的ということではありませんので、そういうことで蓄電池を設置はいたしませんでした。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 小学校の財源は交付金となっていますよね。安全・安心な学校づくり交付金、これによって一つは賄っているわけです。安全・安心ということは、そういういろいろなことを考えて、蓄電装置も含めて考えてもよかったのではないかと私は思いますけれども、少なくとも今はできるようになっております。

それからもう一つですが、小学校の3校にしか入れられなかったということですが、先ほどこの導入費用は合計で、大雑把ですが3校で7,100万円と、1校当たり2,300万円強の、15キロワットのソーラーを入れるのに二千三、四百万円かかっているんですが、この金額はこれで適切だと思っておられますか。

○議長（井原正光君） 海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） 国の補助金でもありますし、適正にやらなければならない話だったと思いますので、これは適正だと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） その当時に課長でおられなかった海老原学校教育課長にお聞きするのは大変酷だと思いますけれども、立場上我慢していただきたいんですけれども、私の

計算では1キロワット当たりの費用というのが百五、六十万円しているんです。各学校1キロワット当たり百五、六十万円、しかも15キロワットと。これは20キロワット以上ですと送電線のほうに負荷がかかるので別途区分けされて、20キロワット以下ですと同じ単価で、比較的安い導入費用になるんですけれども、それにしましても、この1キロワット当たり平均約150万円から160万円、これは、当時の市場のあれにしましても非常に高いんですね。

それで、私、文科省に聞いたんですよ。そうしたら、文科省も比較的高い単価でオーケーするようになっていたんですが、皆さんはこれを市場ではどれくらいでやっているか、つぶさに調査をされましたでしょうか。当時の担当課長にお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 白旗議員おっしゃっているのは、一般家庭の太陽光パネルとの比較を単純にしていると思うのですけれども、屋上にやる場合は土台が非常にかかるんです。それでしかも、その土台から飛ばされないようにするために固定する費用、それが莫大にかかるんですね。だから、単純に1キロワット当たり幾らというように、家庭用とは違いますから、当然国のほうへこれだけの、1校当たり2,250万円から2,300万円ぐらいの予算でつけたんですけれども、積算書をつけて、それで国の了解を得て、国の文部科学省のほうも、この積算であれば、この事業費であれば適正であるということで国も補助金を渡したということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） これを私は文科省に直接聞いてみますけれども、確かに少し高いですね。でもこんなに高くはないです。国の文科省に助成の担当のあれがあるんですよ、それに聞いてみます。

要するに今回の地方創生の場合と同じで、補助金がつくから入れましょうという発想が先に立って、本当にマーケットに対して、需要に対して、それが適正価格かということが検討されていなかったんじゃないかと私は思います。国がいいと言うからやったというのは、他人の金でつくるんですから、それで間に合うならいい、こういう発想ではなかったでしょうか。

もちろん、私は家庭用で幾ら、それから、20キロワットのものについては幾らいろいろな業者に聞いてみました。その業者は複数の業者ですよ。複数の業者に聞きましたら、1キロワット当たり50万円を超える、当時は60万円ですね、60万円を超えるようなのはちょっと問題がある、高過ぎるんじゃないかということを複数の業者が言っていました。要するに皆さんは、そういう本当に安く入れるべきものを入れようと努力をされていなかったんじゃないかと私は推定いたしますが、どうですか、教育長。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 白旗議員の考えだと、そういう考えかもしれませんけれども、適

正な入札で適正な積算を出して、それで入札して国の許可をもらったということでございますので、決して高いということはありませんし、当時ほかの学校でも一斉に太陽光の補助が出る時に申し込んだのでありますが、ほかと比べてもほとんど同じでございますので、多少施工の仕方、要するに土台のつくり方によって、また屋根の形状によって多少違いますけれども、ほとんど、そんなに極端に違うということはありませんので、調べてみればわかることだと思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私と同じような問題提起を、ある茨城県内の自治体の議員が追求しております。それに対する自治体、行政側の答弁は、今の遠山町長と同じです。要するに、ちゃんとやっているとおっしゃっています。でも、本当にコスト削減の努力をされているのか、私は非常に疑問に思います。

大体そういういろいろな条件で単価が違ってくるのは、私も調べましたけれども、よく知っています。最近ニュータウンの集会所でも、小さいですけども、太陽光を入れています。いずれにしても、いろいろ業者に当たって自治体を見て、決して安いのでなく、適正でなくて、相当に高い、こういう入れ方を全然反省されていないというのには、大変私は驚きます。

私はそういう点でもう1回、実際にどれぐらいかかるかということ、終わったことと言わずに、今後の経費節減のためにもう1回分析をしていただきたいと思います。それで時間がないので次に移ります。

先ほど言いましたように、利根町は非常に太陽光に恵まれている地域であります。ですから、この太陽光を適切に利用するというのも、先ほどの地方創生の中の地域の特色を生かすということにもつながると思うのですが、この太陽光を有する町として、住民のためにそういう考えはおありなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今後の太陽光利用計画についてということでございますが、その前に先ほどの件でございますが、今度利根中と布川小学校の大規模改造をやるということで、設計した設計士の方は、新たに仮教室を建てなさいと、そうすれば工事もスムーズに行くしということでございますが、何とか今ある教室を活用してやってくれということで、仮教室を建てると約1億円かかりますので、まずその仮教室に対しては補助金は出ませんので、そういう経費はとてめ認められないからということで空き教室とかをフルに使って、その間だけ子供には、保護者の皆さんは心配でしょうけれども、何とかけがをしないように勉強させますからということで、そういう努力もしておりますので、一切やっていないということはありませんので、まるっきり白旗議員が言うと、町かはそういう努力を一切していないというようなことでございますけれども、そんなことはございませんので。

それでは、太陽光利用計画についてのご質問にお答えをいたします。

庁舎については、太陽光発電設備の増設などの計画はありませんが、町では平成26年度からの新規事業として、町内の住宅等へ太陽光発電システムを設置した方に対して補助金の交付を行っております。

これは最大出力値が10キロワット未満の家庭用発電システムを対象としたもので、1キロワット当たり2万円を補助し、1件当たりの上限額は10万円としております。この補助金交付については、今後も継続して行い、地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図りながら環境保全を推進してまいりたいと考えております。

26年度の補助金交付実績見込みであります。予算額が、議員ご存じのとおり300万円、交付件数が19件、そして交付金額が157万6,000円、設置区分は新築住宅6件、既存住宅が13件となっております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 町が節減努力ゼロだと私が言っているわけではございませんので、その点をご理解いただきたい。ただ、個々に見ていくと、無駄がいろいろなところにありますということをおし上げたい、これはその一例です。

正直言って、こういうデータを私がしっかり出していけば、それはうなずかざるを得ないと思いますが、それは今はいいといたしまして、町の今回の地方創生の一つになると、それにこだわるわけではないですが、まだ中学校、小学校で今度大規模改造があるにしても、既にそれが終わっているところも含めて、図書館とか公民館とか生涯学習センターとかいっぱいありますね。その屋上に太陽光発電を載せるだけで相当に省エネルギーにもなるし、それから、お金で戻る部分もありますし、そういうことを考えながらやってはいかがですか。

それから、防災の意味で、蓄電装置を備えた太陽光発電を各施設に置いておくということは、これはそういう意味でも有効であるわけです。今のところそういうお考えはないようですけれども、ぜひその辺は今後一つの課題として検討していただきたいと思っておりますが、ご回答をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

防災避難所にもなっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この庁舎の上にある25キロワットと蓄電池というのは補助金の対象になりましたので設置したということで、それで蓄電池というのは非常に高い、家庭用でも大体3キロで百二、三十万円、5キロだと大体200万円ぐらいします。そうすると15キロという相当の蓄電池の金額がします。国の補助金等がついたときに考えてみたいと思っております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ぜひ積極的に考えてください。

それから、小中学校にこれを入れるということは、今後クーラーを全教室に入れると言

っているわけですね。クーラーの消費電力というのは大きいですね。太陽光をより多く載せてやったほうが、その分の節約になると、そういういろいろなコスト計算もしながらやっていってください。

一流企業が一生懸命コスト削減を頑張っていると同じような発想で行政もやらないと、あとは助成金が出るから入れるんだみたいな発想でやってはいけないと思います。ひとつその辺をよく考えて、今後対応をしていただきたいと思います。これは回答は要りません。

きょうはこれで終わります。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日3月5日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時13分散会